

三重大学平倉演習林 利用の手引き

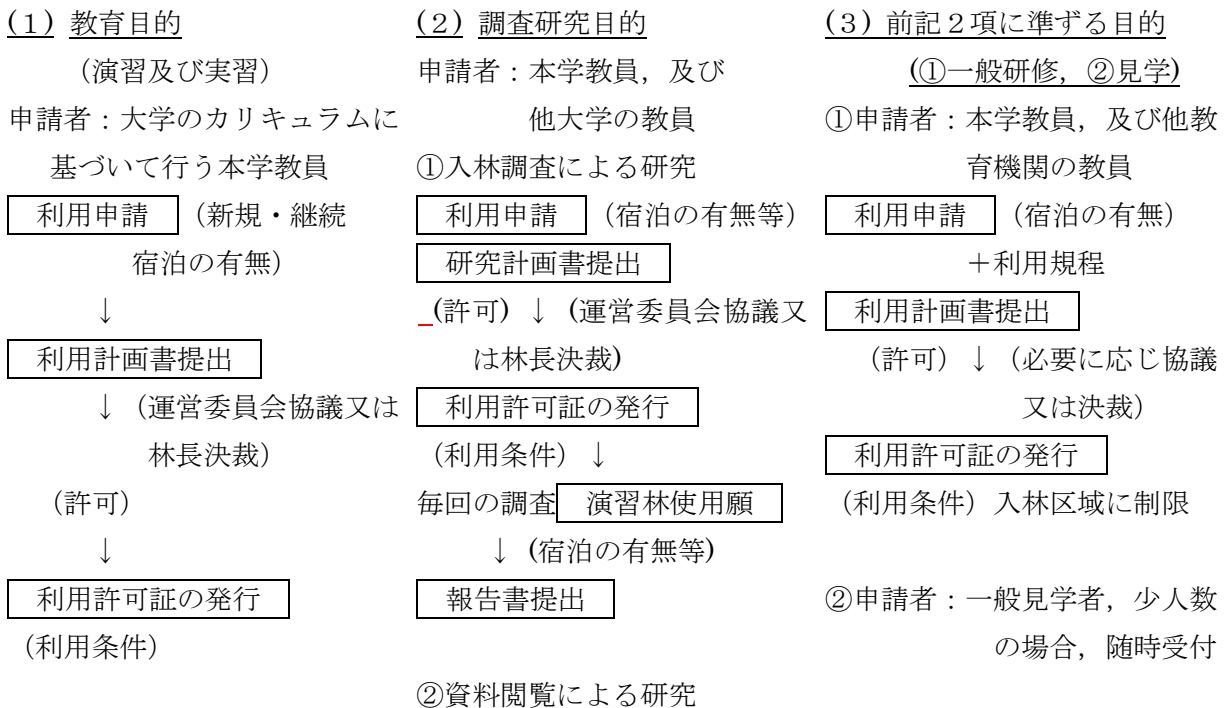
2010.01

I. 演習林利用の手引き

本手引きは、三重大学大学院生物資源学部附属紀伊・黒潮生命地域フィールドセンター附属施設演習林（以下「演習林」という。）利用内規（以下「演習林内規」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

演習林内規及び本手引きによる利用が円滑になされるように、演習林は、演習林区域の適切な維持・管理に務めるとともに、利用者の利便性の向上を図るものとする。

II. 演習林利用における申込から許可までの手順



1. 演習林利用の範囲

1) 利用目的

原則として、(1) 教育及び(2) 調査研究又は(3)前記2項に準ずる目的

2) 利用者：(1)本学の教職員 (2)本学の学生(研究生、科目等履修生を含む)

(3) 他教育機関の教員・学生・生徒 (4)一般見学者

(5) その他演習林長が適当と認めた者

3) 利用できる区域及び資料

入林区域：(1)見学区域 (入り口ー藤堂スギー宿舎・見本林ー西俣土場)

(2) その他の区域

閲覧資料：(1)パンフレット等 (2)研究上必要な資料

- 4) 利用日時：大学の休業日（土曜日、日曜日及び国民の祝日等）を除く 9 時～16 時、ただし、宿泊利用の場合はこの限りではない。

2. 利用申請等

1) 利用申請の窓口

E-mail 等による必要書類の提出を原則とする。

- ①少人数による見学の場合：演習林事務（平倉） hioki@bio.mie-u.ac.jp
- ②上記以外の事項の提出先：附属教育研究施設チーム f-kanri@bio.mie-u.ac.jp

2) 利用申請の提出時期

(1) 教育目的：演習林運営委員会が定める時期に所定の書類を提出すること。

(2) 調査研究目的

利用申請書と利用計画書：原則年度当初とし、年度途中の場合前月の 20 日までに提出すること。

演習林使用願：宿泊の場合、前月の 20 日までに演習林使用願を提出すること。

日帰りの場合、原則 2 日以上前に演習林使用願を提出すること。

(3) 上記 2 項に準ずる目的

①一般研修：利用申請書と利用計画書を前月の 20 日までに提出すること。

②見学：少人数の場合随時とし、多人数の団体の場合は、2 週間以上前に演習林使用願を提出すること。

3) 利用許可の決裁：通常は、演習林事務（平倉）、附属教育研究施設チーム、附属施設演習林長が事案に応じて決裁、場合によっては演習林運営委員会が議事決裁をする。

4) 優先順位：演習林の事業、教育、調査研究、前記 2 項に準ずる目的の順とする。

3. 利用者の義務等

利用申請によって入林を許可された場合、次の事項に従うこと。

- 1) 入林の心得を遵守すること。
- 2) 義務及び遵守事項：他の利用を妨げないこと、環境に悪影響を及ぼさないこと、利用後は現状復帰すること、安全確保をすること、試験地においては標識設置をすること。
- 3) 禁止事項：環境汚染に係る行為の禁止、原則として動物・植物・微生物・菌類・土石等の採取禁止、及び持ち込み禁止。
- 4) 管理責任及び免責事項：利用に伴う問題の発生については利用者が一切責任を負うこと。

4. 施設の使用

- 1) 施設使用料金：別途定める施設使用料金による。
- 2) 宿泊所の使用：三重大学大学院生物資源学研究所附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附属施設演習林宿泊所規程及び同内規による。
- 3) 宿泊者の食事：原則自炊とする。

5. 教育による利用

- 1) 利用対象事項：本学及び他の大学のカリキュラムに掲げられた演習及び実習で、申請の責任者は当該科目を担当する本学の教員及び他の大学の教員とする。
- 2) 利用申請(教育)の申請書類及び許可：本学のカリキュラムで継続の場合、
演習林運営委員会の指定手続き期間に所定の書類を提出し、新規利用及び他大学利用の場合、責任者は、利用申請書と利用計画書を事前に提出する。決裁は演習林運営委員会の議事決裁による。
 - a) 利用申請書(教育)の様式 **様式 1**：
授業科目名，利用場所，日程，宿泊，人数，責任者名，
連絡先(電話，Fax，E-mail)
 - b) 利用計画書(教育)の様式 **様式 2**： 別途指定

6. 調査研究による利用

利用対象事項：①演習林内に立ち入った林内調査による研究

②演習林内に立ち入らず資料閲覧による共同研究

申請の責任者：本学の教員，他大学の教員

6. 1 入林調査による研究

- 1) 利用申請(調査研究)の申請書類，及び許可：利用の責任者は，年間利用の場合原則として年度当初，年度途中の場合事前に利用計画申請書と利用計画書を提出すること。決裁は演習林長による。許可後の毎回の調査は演習林使用願を提出すること。
 - a) 利用申請書(調査研究)の様式 **様式 1**：研究題目，利用場所，期間（日程，宿泊），人数，責任者名，連絡先(電話，Fax，E-mail)
 - b) 利用計画書(調査研究)の様式 **様式 2**：+A4 版 1 枚程度に研究内容を詳述
 - (1)研究目的及び内容
 - (2)調査対象地の場所（略図），長期（固定）試験か短期試験かの区別
 - (3)試料採取（大型小型）の有無，種類等
 - (4)施設（設備/器具）利用の有無
 - (5)危険を伴う作業の場合の対策
 - (6)演習林教員・技術職員の協力の要・不要
 - (7)その他必要事項
- 2) 演習林使用願（調査研究）の様式 **様式 3**
研究の題目，日程，宿泊，人数，入林利用者名，責任者名，
入林利用者の連絡先(電話，Fax，E-mail)，許可番号
- 3) 利用・終了報告の提出及び様式：毎年 12 月末に責任者が報告(E-mail を原則)すること。

6.2 資料閲覧による研究

- 1) 利用対象事項：未公表資料(演習林が調査研究によって取得したデータ)を用いて演習林教員と共同研究を行う場合(*)
- 2) 利用申請(調査研究)の申請書類及び許可
利用申請書と利用計画書を事前に提出，決裁は演習林運営委員会の議事決裁による。
 - a) 利用申請書(調査研究)の様式 **様式1**
研究題目，必要資料名，日程，宿泊，人数，利用者名，責任者名，連絡先(電話，Fax，E-mail)
 - b) 利用計画書(調査研究)の様式 **様式2**
 - (1) 研究目的及び内容
 - (2) 未公表データの種類あるいは名称
 - (3) その他必要事項
- 3) 利用・終了報告の提出及び様式：毎年12月末に責任者が報告(E-mailを原則)すること。
(*)これとは別に公表された資料(データ)は，引用を明示すれば自由に掲載することができる。
ただし，演習林を通して入手した場合は，その旨の断り書きを掲載すること。

6.3 調査研究上の取得データ及び成果等

- 1) 取得データに関する禁止事項
 - ① 取得データを演習林長の許可なく第三者へ譲渡することの禁止
 - ② 取得データの偽造の禁止
- 2) 取得データの運用：演習林及び演習林の協力者は取得データの適切な運用に関与することができる。
- 3) 成果品提出及び業績報告：印刷され次第速やかに提出すること。
- 4) 取得データの公表後の扱い：取得データは公表後演習林に提出すること。

7. 上記2項に準ずる目的による利用

- 利用対象事項：①一般研修(公開講座等演習林業務以外のもので，主として会場のみ利用するもの)
②見学(日帰りに限った短時間の見学)

7.1 一般研修

- 1) 一般研修の目的：森林・林業に関する啓発普及等
- 2) 一般研修の利用区域：宿舎，及び見学区域
- 3) 一般研修の責任者，申請書類，許可：責任者は教育機関の教員とし当日の研修に直接携わる者，利用申請書と利用計画書を事前に提出，決裁は演習林長
 - a) 利用申請書(一般研修)の様式 **様式1**
一般研修の題目，日程，宿泊，人数，利用者名，責任者名，連絡先(電話，Fax，E-mail)
 - b) 利用計画書(一般研修)の様式 **様式2**：別途指定

7.2 見学

1) 見学の利用申請手続きと許可

- a) 多人数の団体の事前受付 **様式3** : 附属教育研究施設チームに提出し、演習林長が決裁し、その許可を得ること。
- b) 少人数の当日受付 **様式3** : 演習林事務(平倉)に演習林使用願を提出し、その許可を得ること。
- c) シャクナゲ見学や登山等少人数で慣行的に行われている場合の見学区域は従来通りとする。

2) 見学できる範囲：見学区域

附 則

本マニュアルは、平成22年1月27日から施行する。

連絡先・提出先

1. 利用申請に関わる全ての窓口

三重大学附属教育研究施設チーム

〒514-2111 津市高野尾町 2072-2

Tel: 059-230-0044 Fax: 059-230-1463

E-mail: f-kanri@bio.mie-u.ac.jp

2. その他利用時の連絡先

三重大学大学院生物資源学研究所附属紀伊・黒潮生命地域
フィールドサイエンスセンター**附帯施設演習林**

〒515-3532 津市美杉村川上 2735

Tel: 059-274-0135 Fax: 059-274-1171

E-mail: hioki@bio.mie-u.ac.jp (演習林事務室)